

伊東市総合事業関連情報

平成29年3月14日版

伊東市高齢者福祉課

内 容

1	通所型サービスにおける、介護予防通所介護相当サービスと通所型サービスAの対象者振分けについて
---	--

ここでは、伊東市の介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について、新たに決定された事項等を皆様にお知らせします。

1. 通所型サービスにおける、介護予防通所介護相当サービスと通所型サービスAの対象者振分けについて

【ポイント】

○身体介護の必要性の有無で振り分けます。個別のサービスが身体介護に該当するか否かはサービス担当者会議等を通じたケアマネジメントによって判断されます。

※入浴サービスを提供することが身体介護に相当するという考え方ではありません。

○利用者の状態に合わせた個別サービス計画の作成及び当該計画の評価の必要性で振り分けます。

総合事業開始に伴い、従来の介護予防通所介護に相当する介護予防通所介護相当サービスの他に、人員基準等を緩和した通所型サービスAが誕生しました。

介護予防通所介護相当サービスは、従来の介護予防通所介護の基準により運営されるものであるのに対し、通所型サービスAは伊東市独自の緩和した基準によって運営されます。また、報酬単価については、介護予防通所介護相当サービスは基本的に従来の介護予防通所介護と同等（月額報酬から利用実績への変更あり）であるのに対して、通所型サービスAは従来の介護予防通所介護の7割（従来の人員欠如減算と同様）と設定されています。

これらの理由により、平成29年4月1日以降に要支援認定を受けた被保険者について、その利用する通所型サービスが介護予防通所介護相当サービスであるか、通所型サービスAかを判断して振り分ける必要が生じます。

第1の判断基準は、身体介護提供の必要性の有無です。

通所型サービスAは要支援者と比較して介護の必要性が低い事業対象者も利用の対象となります。このことから、通所型サービスAについては、利用者の身体機能の低下を防ぐための機能維持、訓練サービスの提供が主となり、また利用者にかかる介護の手間も少ないものと見込まれます。そのため、通所型サービスAの利用者については、基本的に身体介護の必要性がないものとし、これをもって介護予防通所介護相当サービスとの振分け基準とします。

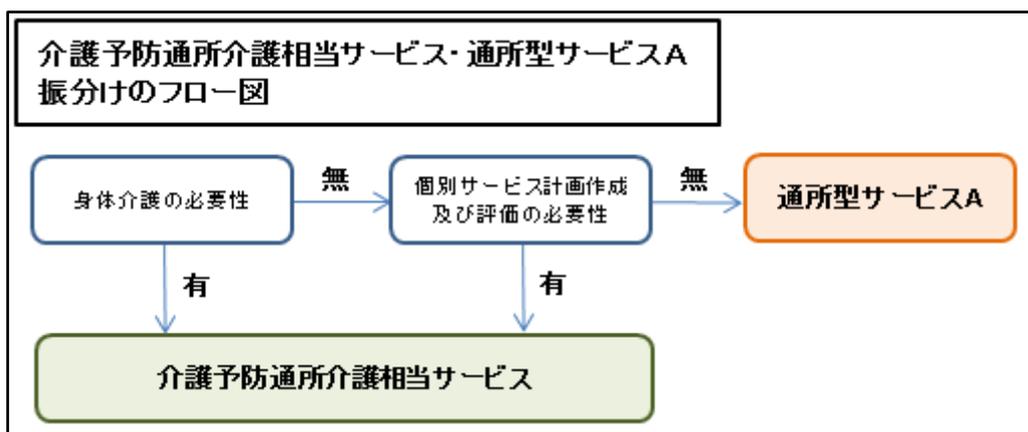
第2の判断基準は、個別サービス計画作成及び評価の必要性の有無です。

身体介護の有無にのみ着目して介護予防通所介護相当サービスと通所型サービスAを振り分けた場合、身体介護を伴わず、機能訓練を主とした事業所については、通所型サービスAに移行することになります。

しかしながら、リハビリテーション専門職の配置や介護予防通所介護計画に対する評価を頻回に実施する等、質の高い機能訓練サービスを提供することで、要支援状態の改善を

図っている事業所もあり、そういった事業所に対し、人員基準緩和をもって一律に報酬単価を引き下げることは適切ではないという見方もあります。

このことを考慮し、介護予防通所介護相当サービスと通所型サービスAの振分けについて、従来の介護予防通所介護計画に相当する個別サービス計画の作成及び当該計画に位置付けた目標に対する評価、介護予防支援事業所に対する報告実施の必要性という基準を設けます。



【必要性の判断について】

前述2点の判断基準のいずれについても、単に行う、行わないではなく、その必要性が判断の基準となります。

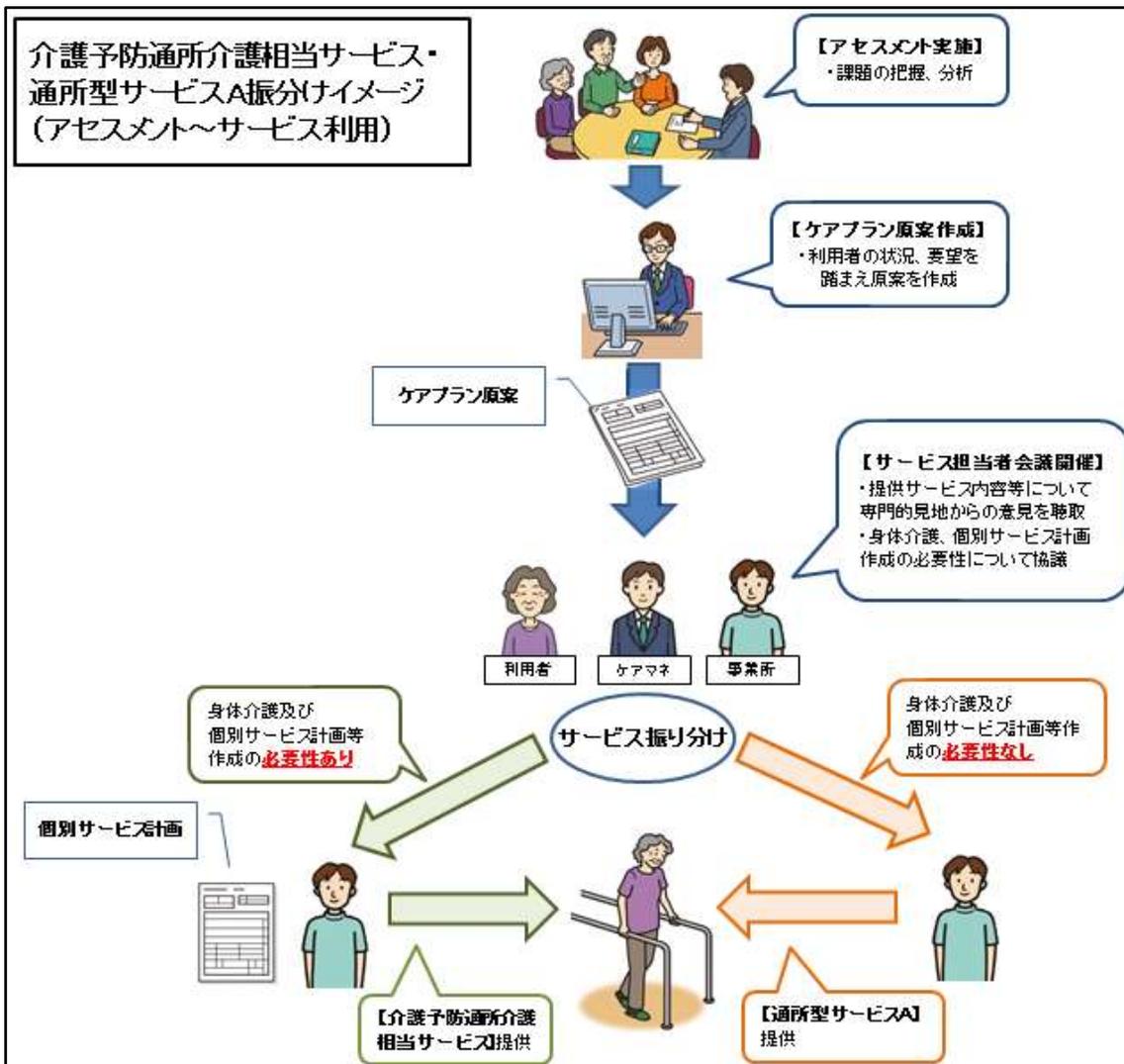
これは介護保険法第1条において、当該法の目的が「…その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため…」と定められており、この理念に則れば、給付の対象となるか否かはそのサービスの必要性によって決まると考えられるためです。

そして、この必要性を明らかにするものは、利用者へのアセスメントや関係者を交えたサービス担当者会議の開催を経て作成されるケアプランであることから、ケアプランに位置付けられているかどうかで判断します。

【身体介護サービスの考え方について】

第1の判断基準として、身体介護の必要性の有無を設けましたが、具体的にどのようなサービスが身体介護に当たるのか、その判断基準はさまざまです。また、同一の内容（例えば入浴に関して、入浴前の脱衣～入浴後の着衣にかかる一連動作の見守り等）であったとしても、利用者の心身の状態によって、その必要性は変わってきます。

そのため、利用者すべてが入浴しているからといって、必ずしもすべての利用者身体介護の必要性があるということにはならないということにご留意願います。



【参考（介護予防通所介護における介護予防通所介護計画等の基準について）】

現在指定介護予防通所介護事業所としてサービスを提供している事業所においては既に行われているものですが、念のため参考として掲載します。

指定介護予防通所介護事業所においては、介護予防サービス計画に沿って、利用者に対するアセスメントに基づく介護予防通所介護計画を作成し、当該計画に対する評価を行うこと。また、少なくとも1月に1回は指定介護予防支援事業者から利用者の状態や提供したサービスの内容を報告すること及び指定介護予防支援事業者から介護予防通所介護計画の提出を求められた際は、当該介護予防通所介護計画を提出することに協力するよう努めることが基準に定められています。（旧基準省令※第109条指定介護予防通所介護の具体的取扱方針）

事業所におかれましては、これら取扱いについて遺漏のなきよう、適切にご対応ください。

【基準省令等抜粋】

旧基準省令第109条	解釈通知
<p>二 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、前号に規定する利用者の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画を作成するものとする。</p>	<p>①旧予防基準第109条第一号及び第二号は、管理者は、介護予防通所介護計画を作成しなければならないこととしたものである。介護予防通所介護計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、介護予防通所介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、介護予防通所介護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。</p>
<p>三 介護予防通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p>	<p>②同条第三号は、介護予防通所介護計画は、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、介護予防通所介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防通所介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。</p>
<p>九 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。</p>	<p>⑤同条第九号から第十一号は、事業者に対して介護予防サービスの提供状況等について介護予防支援事業者に対する報告の義務づけを行うとともに、介護予防通所介護計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を義務づけるものである。介護予防支援事業者に対する実施状況の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等を確認するために行うものであり、毎</p>

<p>十 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。</p>	<p>月行うこととしている。 また、併せて、事業者は介護予防通所介護計画に定める計画期間が終了するまでに1回はモニタリングを行い、利用者の介護予防通所介護計画に定める目標の達成状況の把握等を行うこととしており、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該介護予防通所介護計画の変更を行うこととしたものである。</p>
<p>十一 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行うものとする。</p>	<p>⑥指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第30条第十二号において、「担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けられた指定介護予防サービス事業者に対して、指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防支援事業者から介護予防通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該介護予防通所介護計画を提出することに協力するよう努めるものとする。</p>
<p>十二 第一号から第十号までの規定は、前号に規定する介護予防通所介護計画の変更について準用する。</p>	<p>⑥指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第30条第十二号において、「担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けられた指定介護予防サービス事業者に対して、指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防支援事業者から介護予防通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該介護予防通所介護計画を提出することに協力するよう努めるものとする。</p>

※旧基準省令：介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第三号及び第4条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準